

検察審査会を ご存知ですか？

検察審査会は、交通事故やおどしなどの被害に遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれず納得ができないというような方のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査するところです。審査についての相談や申し立ては一切無料で秘密は固く守られます。

なお、審査は、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員によって行われます。

●問い合わせ先
稚内検察審査会事務局
稚内市潮見1丁目
(旭川地方裁判所稚内支部内)
☎0162-33-5289

入校前適性相談の ご案内

北海道障害者職業能力開発校では、平成19年度の入校希望者を対象に障害の程度や能力に応じた訓練科目が選択できるよう、次により相談を行っておりますので、お気軽にお越しください。

●相談申込先及び相談場所
北海道障害者職業能力開発校
〒073-0115 砂川市焼山60番地
☎0125-52-2774

●相談期間
平成18年7月3日(月)～
平成19年2月22日(木)

●持参する書類
相談を受けられる方は、障害者手帳、療育手帳、又は障害を確認できる書類を持参してください。

夏季資金はお早めに！

国民生活金融公庫では、例年どおり夏季事業資金をお取扱い中です。また、新たに事業を始められる方への融資の相談もお受けしております。

季節商品の仕入れや手形の決済、従業員へのボーナスの支払いなどに国民生活金融公庫の資金をお役立てください。

●ご融資条件

- ①ご融資限度額
4,800万円
- ②資金のお使いみち
事業資金(運転資金・設備資金)
- ③利率

基準利率：年2.45%（平成18年6月9日現在）ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

- ④ご返済期間
運転資金：5年以内
- 設備資金：10年以内

⑤保証人・担保
ご融資に際しての保証人・担保などにつきましては、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。

●問い合わせ先
国民生活金融公庫旭川支店
旭川市4条通9丁目
☎0166-23-5241

情報

インフォメーション

「北海道苦情審査制度」 のご利用を！

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかる苦情は、「苦情審査委員」に申し立てください。

簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど苦情の解決に向けて、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

●苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。

●苦情の申し立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

●道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口→道政一般からご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/menu.html>)

●問い合わせ先
・北海道知事政策部知事室道政相談センター
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目
☎011-204-5022(直通)
FAX 011-241-8181

E-mail : soudan.soudan@pref.hokkaido.lg.jp

・各支庁地域振興部総務課道政相談室